

第 4 部 参考資料

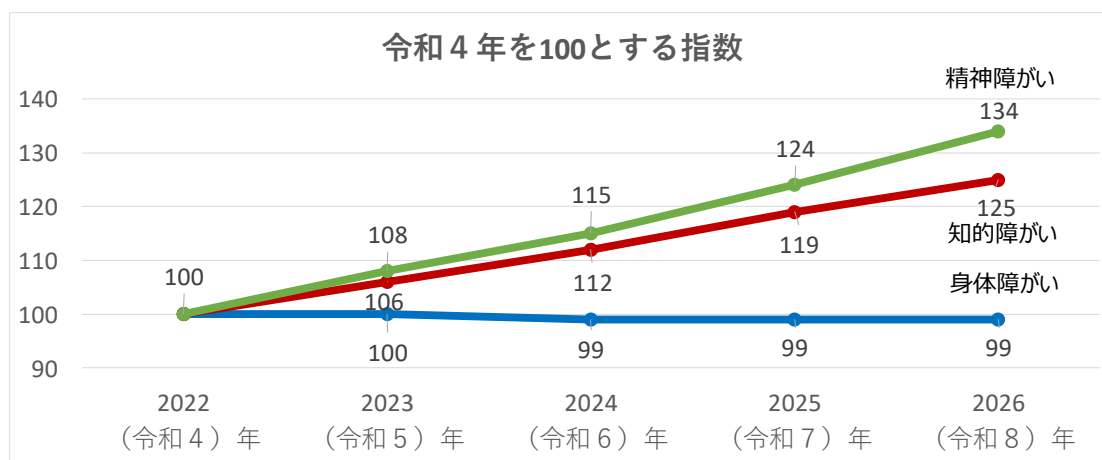
1 大阪市における障がい者の状況

(1) 障がい者手帳所持者数の推移

		2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2024 (令和6)年	2025 (令和7)年	2026 (令和8)年
大阪市人口		2,744,847人	2,760,091人	2,777,328人	2,800,023人	2,810,371人
手 帳 所 持 者 数	身体障がい	136,881人	136,215人	135,039人	135,072人	135,712人
	対人口比	4.99%	4.94%	4.86%	4.82%	4.83%
	令和4年を 100とする指数	100	100	99	99	99
	知的障がい	31,633人	33,500人	35,564人	37,561人	39,586人
	対人口比	1.15%	1.21%	1.28%	1.34%	1.41%
	令和4年を 100とする指数	100	106	112	119	125
	精神障がい	44,274人	47,618人	50,953人	55,071人	59,335人
	対人口比	1.61%	1.73%	1.83%	1.97%	2.11%
	令和4年を 100とする指数	100	108	115	124	134

※大阪市人口は各年4月1日現在、手帳所持者数は各年3月末現在。

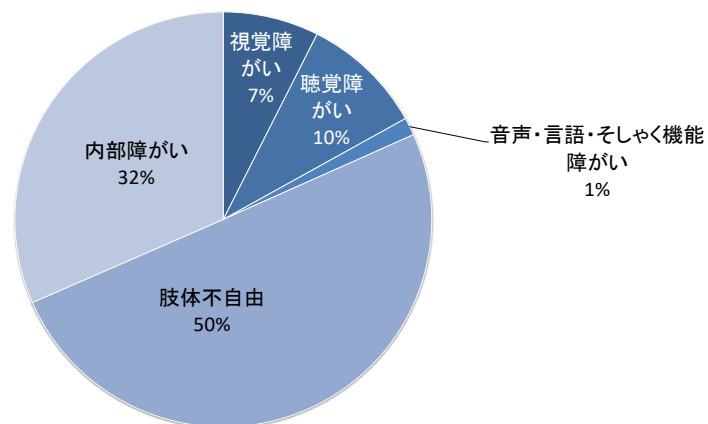
出典：大阪市推計人口、大阪市福祉局・健康局



(2) 障がい別の状況

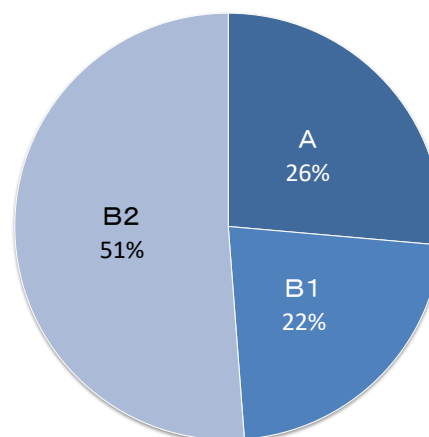
○ 身体障がい者手帳所持者

種別	人数
視覚障がい	10,098 人
聴覚障がい	12,896 人
音声・言語・そしゃく機能障がい	1,879 人
肢体不自由	68,003 人
内部障がい	42,836 人
合計	135,712 人



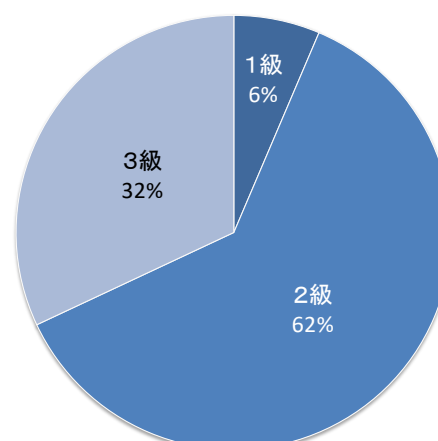
○ 療育手帳所持者

程度	人数
A	10,448 人
B 1	8,868 人
B 2	20,270 人
合計	39,586 人



○ 精神障がい者保健福祉手帳所持者

等級	人数
1 級	3,797 人
2 級	36,558 人
3 級	18,980 人
合計	59,335 人



※手帳所持者数は 2026（令和 8）年 3 月末現在。

出典：大阪市福祉局・健康局

(3) 障がい福祉サービス利用者数の推移

		2022 (令和4) 年	2023 (令和5) 年	2024 (令和6) 年	2025 (令和7) 年	2026 (令和8) 年
利用者数		32,683 人	35,366 人	39,860 人	45,159 人	50,428 人
	令和4年を 100 とする指数	100	108	122	138	154
障 が い 支 援 区 分	区分なし	7,328 人	8,573 人	10,381 人	13,169 人	16,272 人
	区分 1	435 人	431 人	499 人	550 人	464 人
	区分 2	5,319 人	5,767 人	6,542 人	7,311 人	7,383 人
	区分 3	6,333 人	6,506 人	7,025 人	7,632 人	7,999 人
	区分 4	4,778 人	5,262 人	5,849 人	6,183 人	7,063 人
	区分 5	3,260 人	3,364 人	3,723 人	3,956 人	4,340 人
	区分 6	5,230 人	5,463 人	5,841 人	6,358 人	6,907 人
年 齢 区 分	18 歳未満	648 人	758 人	1,073 人	1,376 人	1,494 人
	18 歳以上 40 歳未満	9,668 人	10,408 人	11,534 人	12,851 人	13,918 人
	40 歳以上 65 歳未満	17,830 人	19,186 人	21,121 人	23,176 人	25,117 人
	65 歳以上	4,537 人	5,014 人	6,132 人	7,756 人	9,899 人

※国保連合会報酬請求データ（各年4月利用分）

出典：大阪市福祉局



2 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の進捗状況

(1) 成果目標

事項	単位	2024（令和6） 年度実績	2025（令和7） 年度実績	2026（令和8） 年度目標
施設入所者の地域移行	人	累計 58	累計 91	累計 76
障がい者支援施設入所者	人	1,188	1,165	1,197
保健・医療・福祉関係者 による協議の場の設置	—	設置	設置	設置
在院期間1年以上の入院者	人	1,426	1,345	1,559
精神科病院入院者の地域移行 支援による地域移行者	人	累計 13	累計 22	累計 60
福祉施設からの一般就労	人	1,726	大阪府からの報告待ち 9月予定	1,140
就労移行支援事業からの 一般就労	人	622		721
就労継続支援 A 型事業から の一般就労	人	401		209
就労継続支援 B 型事業から の一般就労	人	349		118
就労定着支援の利用割合	%	46		70
一般就労に移行した者の割合 が5割以上の事業所の割合	%	52		60
就労定着支援の利用者数	人	544		505
就労定着率8割以上の就労 定着支援事業所の割合	%	84		70
就労支援事業利用終了後の 就労定着率	%	11		25
地域生活支援拠点等の整備	—	整備	整備	整備
児童発達支援センター	か所	11	9	11
保育所等訪問支援事業所	か所	167	206	102
主に重症心身障がい児を支援 する児童発達支援事業所	か所	52	54	40

主に重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所	か所	60	60	45
医療的ケアの必要なこどもの ための協議の場の設置	—	設置	設置	設置
医療的ケア児等コーディネ ーターの配置	人	160	206	199

(2) 障がい福祉サービス等の見込量と進捗状況

サービスの種類		単位	2024 (令和6)		2025 (令和7)		2026 (令和8)
			計画	実績	計画	実績	計画
訪問系サービス及び短期入所							
居宅介護	人／月	16,908	17,330	17,990	18,915	19,142	
	時間／月	350,504	428,788	358,215	495,626	366,096	
重度訪問介護	人／月	1,897	1,742	1,897	1,717	1,897	
	時間／月	277,766	280,433	282,488	288,425	287,290	
同行援護	人／月	1,369	1,374	1,383	1,389	1,397	
	時間／月	34,584	36,318	34,929	37,474	35,278	
行動援護	人／月	655	739	749	1,116	855	
	時間／月	13,825	17,156	15,802	26,567	18,061	
短期入所	人／月	1,321	1,549	1,379	1,817	1,440	
	日／月	10,573	13,963	11,043	17,850	11,534	
日中活動系サービス及び短期入所							
生活介護	人／月	7,152	7,242	7,288	7,362	7,427	
	日／月	130,666	130,658	133,154	133,892	135,696	
自立訓練（機能訓練）	人／月	186	155	224	158	271	
	日／月	1,956	1,724	2,368	1,727	2,863	
自立訓練（生活訓練）	人／月	514	486	570	565	632	
	日／月	8,317	7,483	9,179	8,189	10,142	
就労定着支援	人／月	—	—	480	5	480	
就労移行支援	人／月	1,508	1,578	1,522	1,709	1,536	
	日／月	24,627	26,597	24,856	29,043	25,087	
就労継続支援 A 型	人／月	4,416	3,862	4,889	3,975	5,412	
	日／月	79,907	71,586	88,464	73,714	97,938	

サービスの種類		単位	2024 (令和6)		2025 (令和7)		2026 (令和8)
			計画	実績	計画	実績	計画
就労継続支援 B 型	人／月	調整中					
	日／月						
	就労定着支援	人／月	598	519	705	579	832
	療養介護	人／月	325	307	328	307	331
	短期入所	人／月	1,321	1,549	1,379	1,817	1,440
		日／月	10,573	13,963	11,043	17,850	11,534
居住系サービス							
	自立生活援助	人／月	12	12	13	32	13
	共同生活援助	人／月	4,907	5,537	5,496	6,506	6,156
	施設入所支援	人／月	1,229	1,189	1,213	1,188	1,197
指定相談支援							
	計画相談支援	人／月	12,174	13,740	13,095	15,351	14,016
	地域移行支援	人／月	35	10	35	12	35
	地域定着支援	人／月	823	1,170	862	1,314	901
障がい児支援							
	児童発達支援	人／月	6,132	6,165	7,036	6,557	8,074
		日／月	77,537	76,842	90,976	83,853	106,745
医療型児童発達支援	人／月	34	34	34	27	34	
	日／月	326	485	326	400	326	
放課後等デイサービス	人／月	11,646	11,543	13,272	12,880	15,125	
	日／月	151,764	145,417	173,328	163,663	197,956	
保育所等訪問支援	人／月	1,427	1,312	1,921	1,624	2,587	
	回／月	2,149	1,973	2,910	2,425	3,941	
居宅訪問型児童発達支援	人／月	5	4	5	2	5	
	日／月	13	11	13	8	13	
	障がい児相談支援	人／月	3,932	3,694	4,761	4,348	5,764

(3) 地域生活支援事業の見込量と進捗状況

サービスの種類		単位	2024 (令和6)		2025 (令和7)		2026 (令和8)
			計画	実績	計画	実績	計画
相談支援事業							
	相談支援事業	か所	24	24	24	24	24
	住宅入居等支援事業	か所	33	33	33	33	33
成年後見制度利用支援事業	か所	24	24	24	24	24	
	実利用者	285	284	298	323	311	
成年後見制度法人後見支援事業	か所	1	1	1	1	1	
地域自立支援協議会	か所	25	25	25	25	25	
発達障がい者支援センター運営事業	か所	1	1	1	1	1	
	実利用者	846	718	846	643	846	
障がい児等療育支援事業	か所	14	13	14	13	14	
日常生活用具給付事業	件数	67,758	65,770	68,790	68,845	69,822	
移動支援事業	人／月	6,117	5,680	6,200	5,671	6,287	
	時間／月	139,661	140,085	141,582	142,941	143,553	
地域活動支援センター							
	生活支援型	か所	9	9	9	9	9
	活動支援 A 型	か所	32	31	32	27	32
	活動支援 B 型	か所	4	4	4	4	4
手話奉仕員養成事業	応募者	699	661	699	618	699	
手話通訳者派遣	件数	4,627	4,641	4,675	5,022	4,723	
	時間	5,632	5,573	5,680	5,922	5,729	
要約筆記者派遣	件数	221	255	221	214	221	
	時間	744	743	744	630	744	
盲ろう者通訳・介助者派遣事業	件数	6,350	6,882	6,425	7,049	6,500	
	時間	25,400	22,249	25,700	23,275	26,000	

サービスの種類	単位	2024（令和6）		2025（令和7）		2026（令和8）
		計画	実績	計画	実績	計画
訪問入浴サービス事業	件／年	16,011	16,990	16,011	16,079	16,011
日中一時支援事業	人／月	77	51	77	64	77
	日／月	427	306	427	384	427

5 大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の経過

2026（令和8）年2月18日	大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者計画策定・推進部会 ・ 令和7年度大阪市障がい者等基礎調査の状況について ・ 次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定及び障がい者支援計画の中間見直しについて
2026（令和8）年3月24日	大阪市障がい者施策推進協議会 ・ 令和7年度大阪市障がい者等基礎調査の結果について ・ 大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について
2026（令和8）年5月22日	第1回合同ワーキング会議 ・ 次期計画「第1部 総論」 ・ 次期計画「第2部 障がい者支援計画」
2026（令和8）年6月26日	第2回合同ワーキング会議 ・ 次期計画「第1部 総論」 ・ 次期計画「第2部 障がい者支援計画」
2026（令和8）年7月30日	第3回合同ワーキング会議

7 用語の説明

あいサポート運動

様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動。

ICT

Information and Communication Technology の略。コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のこと。

アセスメント

障がいのある人や家族の主訴を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていくプロセスのこと。

一次救急医療体制

休日・夜間に、外来診療で対応可能な精神疾患をもつ患者のための救急診療体制。

インクルーシブな社会

インクルーシブは「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」の意味。インクルーシブな社会とは、障がいの有無にかかわらず、すべての人が分け隔てられることなく、ありのまま受け入れられる社会のこと。

インクルーシブ・エデュケーション

障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが共に学ぶ教育のこと。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられている。

院内寛解・寛解

日本精神病院協会調査の在院患者分類基準。

院内寛解

- ① 院内の保護的環境においては、日常生活には問題はないが、一般社会においては不適応、症状増悪、再燃を起こし易いもの。
- ② 社会技能訓練等の包括的なリハビリテーション・プログラムにより、或る程度の自立性が期待できるもの。

寛解

- ① 寛解状態にあるが、家族の受け入れ困難や生活の場の確保が困難などの社会的要因により退院できないでいるもの。
- ② 最小限の服薬は続けているが、社会生活上の支障は認められず、自立して生活できると予測されるもの。

エンパワメント

個人が潜在的に持っている力を発揮し、社会環境に働きかけるなどして自らの進路選択や自己主張を行う自己肯定的で主体的な行為のこと。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院のこと。「障害者総合支援法」に基づく地域移行支援の対象となっている。

強度行動障がい

知的障がいのある人等で、強いこだわりや、著しい多動、自傷など生活環境に対する不適応行動を示し、日常生活に困難が生じている状態のこと。本人の素質と人間関係のあり方など環境との関係においてもたらされた状態である。

ケアマネジメント

生活ニーズに基づいたケア計画にそって、様々なサービスを一体的・総合的に提供する支援方法。利用者の意向を尊重し、地域生活を支援することに重点をおいている。

高次脳機能障がい

交通事故等による外傷性脳損傷、脳血管障がい等により、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等を指し、一見してその症状を障がいに由来するものと認識されないこともあるなど、十分な理解が得られずに適切な対応がされないことも多かったため、国は、モデル事業により標準的な診断基準や訓練プログラム等を作成するとともに、支援ネットワークづくりなどを行った。2006（平成 18）年 10 月からは、大阪府などに高次脳機能障がい支援拠点機関を置くとともに、障がい者手帳の交付を受けていなくても、障害者総合支援法による障がい福祉サービス等の支給決定が受けられるようになっている。

交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。公共交通機関の旅客施設・車両等のバリアフリー化を促進すること及び旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、移動の円滑化を重点的かつ一体的に推進することを内容としている。なお、2006（平成 18）年 12 月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行された。

合理的配慮の提供

障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。

小児慢性特定疾病

児童又は児童以外の満 20 歳に満たない者が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病。

ジョブコーチ

障がいのある人の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを指導する援助者のこと。

精神科救急医療体制

休日・夜間において緊急な精神科医療を提供する診療体制。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人に対し、法的に権限が与えられた後見人等が、本人の意思を確認しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、その人の生活を支援する制度のこと。

セルフ・アドボカシー

アドボカシーとは障がいのある人などの権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。セルフ・アドボカシーとは障がいのある人本人が自らの権利やニーズを表明すること。

電話リレーサービス

きこえない・きこえにくい人ときこえる人を、オペレーターが“手話や文字”と“音声”を
通訳することにより、電話で即時双方向につながサービスのこと。

特別支援学校

障がいの重複が進む中、これまでの盲・ろう・養護学校から複数の障がいに対応した教育が
行えるようにした学校制度。学校教育法の改正により、2007（平成 19）年 4 月から実施さ
れたが、これまでのように特定の障がいに対応した学校を設けることも可能であり、具体的
にいかなる障がいに対応した学校にするかについては、学校設置者が判断することになる。

特別支援教育

障がいのある幼児及び児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するとい
う視点に立ち、幼児及び児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高
め、生活や学習上の困難を改善または克服するために行う教育的な指導及び支援。教育的支
援の対象としてきた障がい種別に加え、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障
がい）、高機能自閉症等が加えられた。

NET119

聴覚や発話に障がいのある人のための緊急通報システムのこと。スマートフォン、携帯電
話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く 119 番通報することができる。

ノーマライゼーション

障がいのある人が住み慣れた地域で障がいのない人と同じように生活し活動できる社会を
当たり前（ノーマル）の社会とする理念。

ピアカウンセリング

自立生活などの体験を有し、カウンセリング技術を身につけた障がいのある人が自らの体
験に基づいて、同じ仲間（ピア）である他の障がいのある人の相談に応じ、問題の解決能力を
身につけるよう援助する活動のこと。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮
を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が
得やすくなるよう作成されたマークのこと。

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこ
どもたちのこと。こどもとしての時間を引き換えに、家事や家族の世話などに時間を費やすこ
とで、友達と遊ぶことや勉強することができなかつたり、学校に行けなかつたり、遅刻するな
ど、こどもらしく過ごせていない可能性がある。

ライフステージ

人の一生における乳幼児期、学齢期、成人期などのそれぞれの段階のこと。

リハビリテーション

障がいのある人の全人的復権をめざす理念であり、それを実現する医学、職業、教育、社会
リハビリテーションといった専門的な解決方法をいう。それぞれが個別に機能するのではな
く、人の「暮らし」を見据えた総合的なリハビリテーションの推進が重要。